

学校いじめ防止基本方針

荒川区立南千住第二中学校

令和7年4月

荒川区立南千住第二中学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、校内に「いじめ防止対策委員会」を設置するなど行内体制を整備し、いじめ防止対策の推進を図る。このいじめ防止対策を総合的かつ効果的に推進するために「荒川区立南千住第二中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

1 「いじめ」の定義

「当該生徒が一定の人間関係にある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、行った場所は学校の内外を問わない。

2 いじめ防止の基本的な考え方

「いじめをする人」は本校の教育目標「たくましい人」の対極の人間であり、いじめの早期発見と適切な対応、適切な指導は教育目標達成に不可欠である。

教職員全員が、「いじめ」は人権侵害にあたる重大な問題であり、すべての生徒に起こりうる絶対に許されない行為であるとの共通認識を持ち、日常的に早期発見に努め、把握した際には、必要に応じて保護者、地域、関係機関と連携して、解決に向けた迅速かつ有効な手段で対応を進める。

3 いじめ防止に向けた本校の具体的な取り組み

(1) いじめの防止・早期発見

- ① 道徳の授業等で、いじめに関する生徒の理解を深める指導を進め、いじめが許されない行為であり、傍観者でいるべきでないことを認識させる。
- ② 日常的に生徒を注意深く観察し、おかしいと感じたら必ず原因の確認に努める。
- ③ 管理職は必ずスクールカウンセラーの記録を確認し、いじめの可能性がある事象の有無をチェックする。
- ④ 全教員で「いじめ防止対策委員会」を設置し、生活指導部会や特別支援校内委員会などにおいて毎週情報交換を行い、全職員で情報の共有を図る。臨時の際は以下(2)の対応の通りを行う。
- ⑤ スクールカウンセラーの1学年生徒全員面接や定期的な三者面談以外にも必要に応じて二者面談を実施するなどして、学級担任が相談に応じる機会を設け、早期発見に努める。
- ⑥ セーフティー教室などを通してネットリテラシーの授業を行い、情報モラル教育を行う。
- ⑦ 長期休業明けの児童生徒の生活実態に関する調査やふれあい月間のアンケート等を活用し、早期発見に努める。
- ⑧ 年度当初にいじめに関する共通理解を図る研修を全教職員で行い、それを含め、児童生徒理解のための研修を年間2回実施する。

(2) いじめへの具体的な対応

